

令和 7 年度第 3 回逗子市国民健康保険運営協議会 会議次第

日 時 令和 7 年 11 月 12 日 (水)
午後 2 時 30 分から
場 所 逗子市役所 5 階第 4 会議室

1 議題

(1) 逗子市国民健康保険条例の一部改正について (諮問)

(2) その他

逗子市国民健康保険条例の一部改正について

1. 国民健康保険料に子ども・子育て支援納付金が追加されます

子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律(令和6年法律第47号)の施行に伴い、令和8年度から子ども・子育て支援納付金の納付義務が課されます。

2. 子ども・子育て支援金制度について

子ども・子育て支援金制度は、社会全体で子育て世帯を支えるという、新しい分かち合い・連帯の仕組みです。

この支援金の使い途は、子ども・子育て支援法で、次の6つの子育て支援の取組に充てるものとされています。

- ①児童手当
- ②妊婦のための支援給付
- ③子ども誰でも通園制度
- ④出生後休業支援給付
- ⑤育児時短就業
- ⑥国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置

3. 想定される子ども・子育て支援納付金の徴収額

子ども・子育て支援金の徴収額は、令和8年度から令和10年度までは段階的に上がり、令和10年度以降も継続して徴収するものです。

国民健康保険においては、低所得者に対する軽減措置や支援金額に賦課限度額が設けられます。

また、こども(18歳未満)からは、被保険者均等割は徴収しません。この分の必要な額は、全ての18歳以上の被保険者に按分して徴収することとなります。

こども家庭庁による、医療保険加入者一人当たりの平均月額の試算は、次のとおりです。

	加入者一人当たり支援金額			(参考) 加入者一人当たり 医療保険料額 (令和3年度実績) (②)
	令和8年度見込み額	令和9年度見込み額	令和10年度見込み額 (①)	
全制度平均	250円	350円	450円	9,500円
被用者保険	300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 450円</small>	400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 600円</small>	500円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 800円</small>	10,800円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 17,900円</small>
協会けんぽ	250円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 400円</small>	350円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 550円</small>	450円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 700円</small>	10,200円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 16,300円</small>
健保組合	300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 500円</small>	400円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 700円</small>	500円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 850円</small>	11,300円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 19,300円</small>
共済組合	350円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 550円</small>	450円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 750円</small>	600円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 900円</small>	11,800円 <small>(参考) 被保険者一人当たり 19,600円</small>
国民健康保険 (市町村国保)	250円 <small>(参考) 一世帯当たり 350円</small>	300円 <small>(参考) 一世帯当たり 450円</small>	400円 <small>(参考) 一世帯当たり 600円</small>	7,400円 <small>(参考) 一世帯当たり 11,300円</small>
後期高齢者 医療制度	200円	250円	350円	6,300円

令和6年7月「子ども・子育て支援金制度に係る全国高齢者医療・国民健康保険主管課(部)長及び後期高齢者医療広域連合事務局長会議」資料から抜粋

4. 国民健康保険条例の一部改正についての諮問内容

国民健康保険条例の一部改正に関して、子ども・子育て支援納付金徴収に関する市に裁量がある事項である次の3点について、ご意見を伺います。

【① 保険料の比率】

現在の医療分・後期高齢者支援分・介護分に加え、被保険者から保険料として徴収する子ども・子育て支援納付金分の所得割、均等割、平等割の比率については、医療分等と同様に、条例第12条の14で所得割:均等割:平等割の比率を55:30:15となるように規定します。

区分	応能割	応益割	
医療分 医療給付に充てるもの			
後期高齢者支援金分 後期高齢者の支援金等に充てるもの	所得割 (55) 加入者の所得に応じて計算	均等割 (30) 加入者数に応じて計算	平等割 (15) 1世帯につき計算
介護分 介護給付に充てるもの(40歳以上65歳未満の被保険者のみ負担)			
子ども・子育て支援納付金分 【追加】 子どもや子育て世代の支援金等に充てるもの	所得割(55)	均等割(30)	平等割(15) ()内の数字は比率

【② 賦課限度額】

子ども・子育て支援納付金分の賦課限度額は、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号)第29条の7第5項第10号で示されますが、条例では、医療分等と同様に、条例第12条の15でこの政令で定められる額と規定します。

なお、現時点で具体的な金額は示されていませんが、遅くとも令和8年3月中には示される見込みです。

【③ 低所得者の保険料の減額(軽減割合)】

低所得世帯に対する子ども・子育て支援納付金分の均等割、平等割の軽減割合は、医療分等と同様に、同じ割合で、条例第16条の2第5項でそれぞれ「10分の7、10分の5、10分の2」と規定します。

なお、18歳未満の被保険者均等割を按分して徴収される18歳以上の被保険者均等割額についても、軽減の対象となります。

○逗子市国民健康保険条例（抜粋）

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第12条の14 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) **所得割** 子ども・子育て支援納付金賦課総額の**100分の55**に相当する額を被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等（施行令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあっては、施行規則第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額とする。）の総額で除して得た数
 - (2) **被保険者均等割** 子ども・子育て支援納付金賦課総額の**100分の30**に相当する額を当該年度の初日における被保険者の数で除して得た額
 - (3) 18歳以上被保険者均等割 第12条の11第1号イに掲げる額を当該年度の初日における18歳以上被保険者の数で除して得た額
 - (4) **世帯別平等割** アからウまでに掲げる世帯の区分に応じ、それぞれアからウまでに定めるところにより算定した額
 - ア イ又はウに掲げる世帯以外の世帯 子ども・子育て支援納付金賦課総額の**100分の15**に相当する額を当該年度の初日における被保険者が属する世帯の数から特定世帯の数に2分の1を乗じて得た数と特定継続世帯の数に4分の1を乗じて得た数の合計数を控除した数で除して得た額
 - イ 特定世帯 アに定めるところにより算定した額に2分の1を乗じて得た額
 - ウ 特定継続世帯 アに定めるところにより算定した額に4分の3を乗じて得た額
- 2 前項に規定する保険料率を決定する場合において、小数点以下第4位未満の端数又は1円未満の端数があるときは、これを切り上げるものとする。
- 3 市長は、第1項に規定する保険料率を決定したときは、速やかに告示しなければならない。

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額等)

第12条の15 第12条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとし、その子ども・子育て支援納付金賦課額は施行令第29条の7第5項第10号に規定する額を超えることができない。

(低所得者の保険料の減額)

第16条の2

5 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、第12条の12の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額
 ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に**10分の7**を乗じて得た額
 イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に**10分の7**を乗じて得た額
 ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に**10分の7**を乗じて得た額

- (2) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、施行令第29条の7第5項第3号ロに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であって前号に該当する者以外の者 アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額
 ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に**10分の5**を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に**10分の5**を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に**10分の5**を乗じて得た額

(3) 第1項第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加えた金額)に、施行令第29条の7第5項第3号ハに規定する乗じる額に当該年度の保険料賦課期日(賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。)現在において当該世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯に係る保険料の納付義務者であって前2号に該当する者以外の者アに掲げる額に、当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額トイに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額及びウに掲げる額とを合算した額

ア 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に**10分の2**を乗じて得た額

イ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の18歳以上被保険者均等割の保険料率に**10分の2**を乗じて得た額

ウ 当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の世帯別平等割の保険料率に**10分の2**を乗じて得た額

2025.11

逗子市国保主要データ

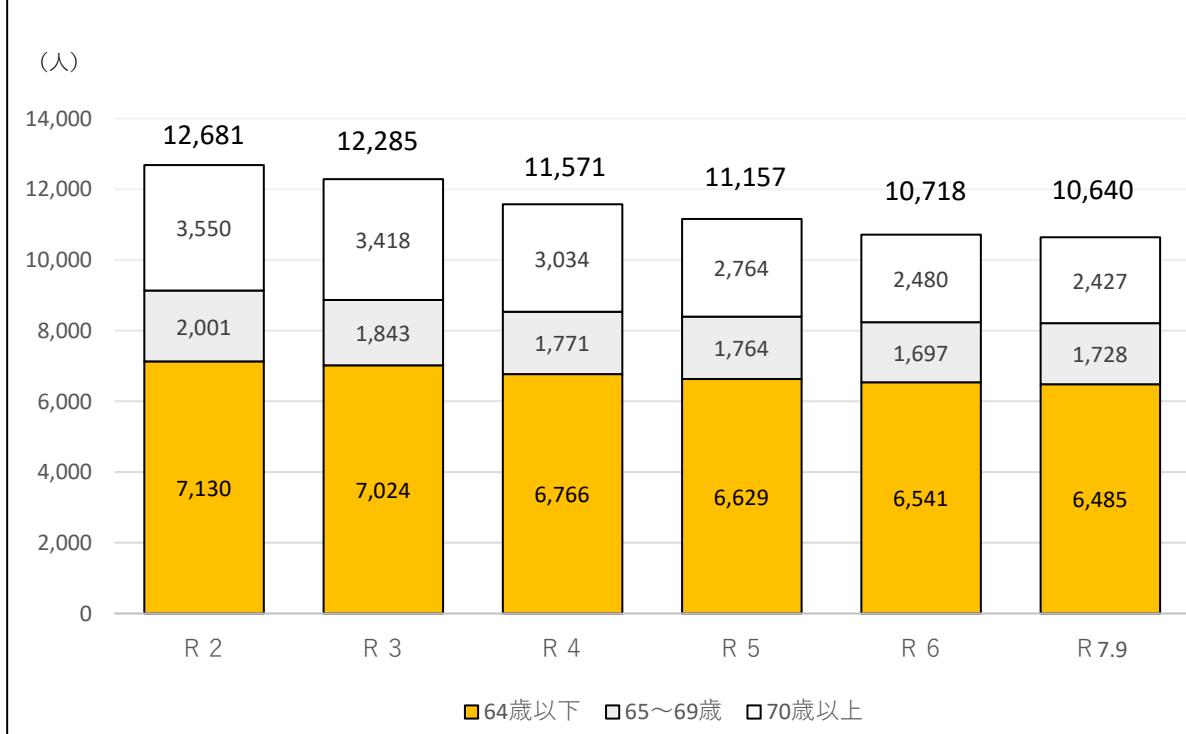
1 被保険者数及び世帯数

(単位：人・世帯)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度		令和7年度	
	(年度末現在)	加入率	(年度末現在)	加入率	(年度末現在)	加入率	(9月末現在)	加入率
被保険者数	11,571	19.7%	11,157	19.1%	10,718	18.6%	10,640	18.5%
世帯数	7,948	28.5%	7,736	27.7%	7,511	26.9%	7,519	27.0%

※「加入率」は、本市住民基本台帳上の全人口・全世帯数に対する割合

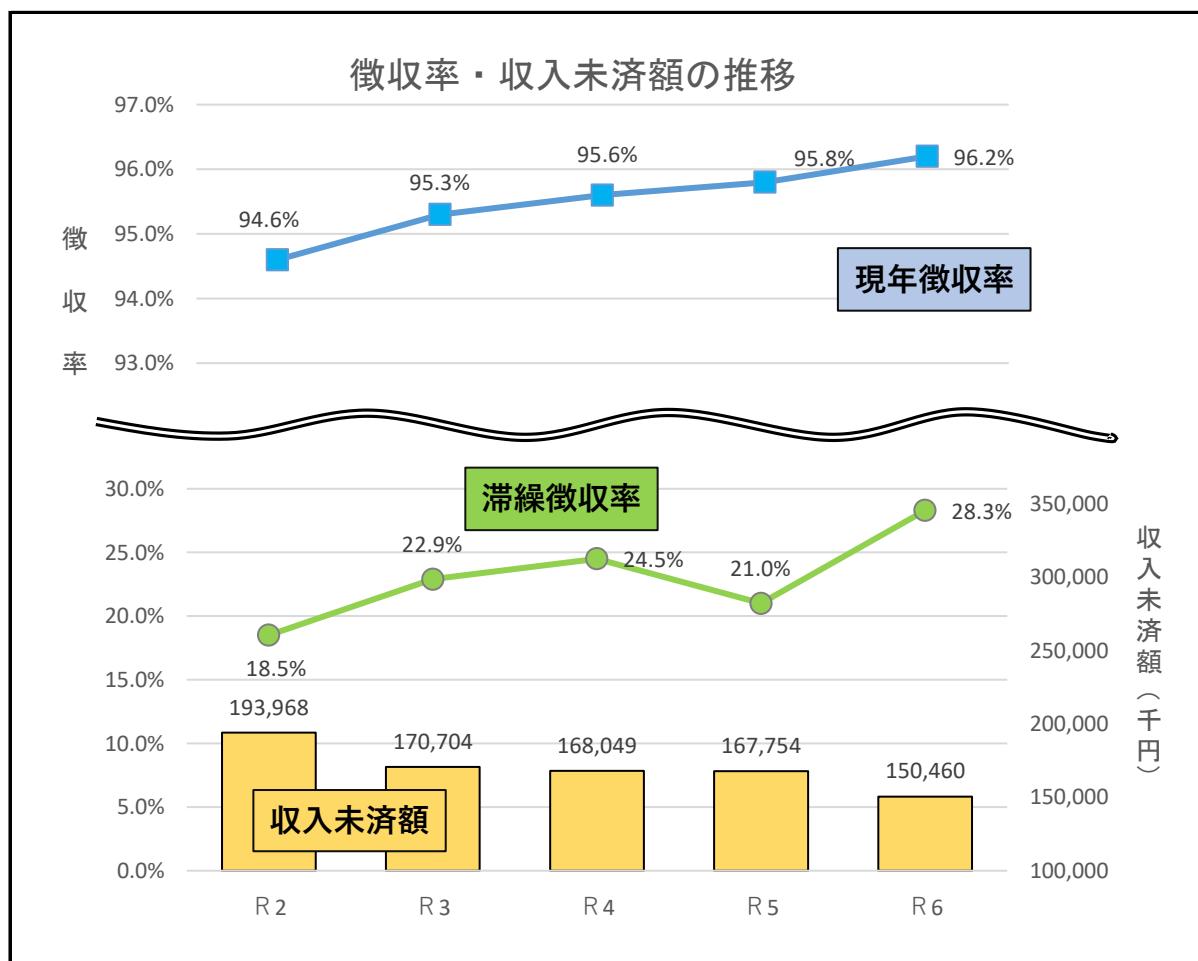
被保険者数の推移



2 国民健康保険料の徴収状況

(単位 : 千円)

	令和4年度		令和5年度		令和6年度	
	(収入未済額)	徴収率	(収入未済額)	徴収率	(収入未済額)	徴収率
現年度分	60,018	95.6%	54,632	95.8%	49,226	96.2%
滞納繰越分	108,031	24.5%	113,122	21.0%	101,234	28.3%
計	168,049	87.6%	167,754	87.2%	150,460	88.4%
不納欠損額	20,694		20,023		19,956	



3 保険給付の状況

(1) 保険給付費

(単位 : 千円)

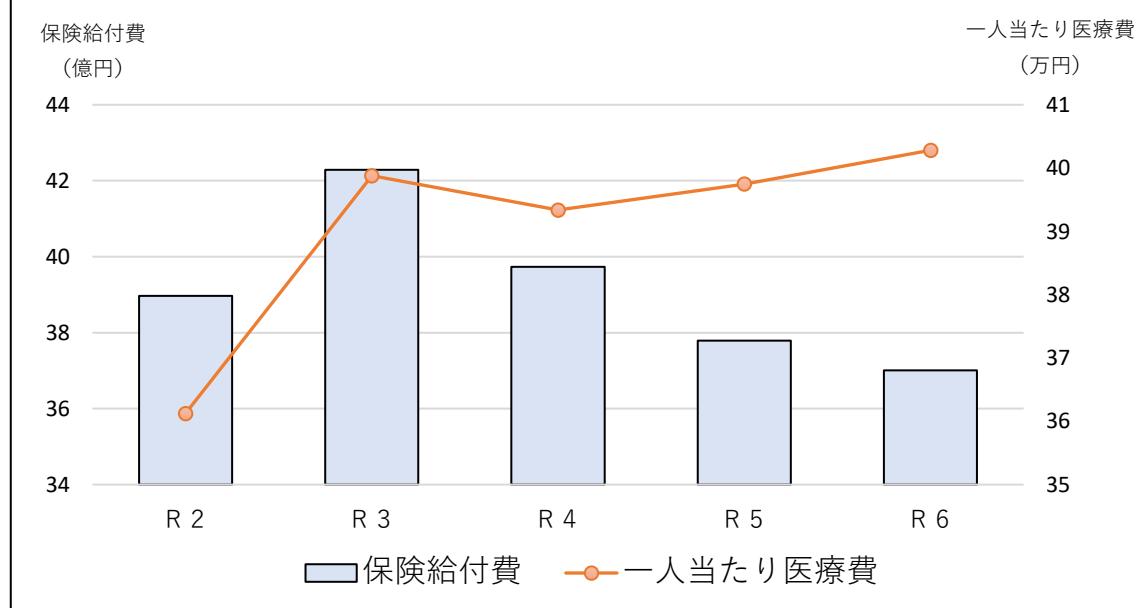
	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
療養諸費 (療養給付費、療養費)	3,406,270	3,702,892	3,484,896	3,314,831	3,229,310
高額療養費	490,497	525,554	488,733	463,872	471,472
出産育児一時金	44件	43件	32件	34件	30件
葬祭費	53件	82件	83件	70件	71件
傷病手当金 (新型コロナに関する)	2件	4件	12件	1件	—

(2) 一人当たり医療費

(単位 : 円)

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
一人当たり医療費	361,233	398,775	393,357	397,480	402,815
(参考) 県内市町村の平均	350,734	377,905	384,712	—	—

保険給付費（療養諸費、高額療養費）・一人当たり医療費の推移



4 一般会計繰入金の状況

(単位 : 千円)

		令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
法定 繰入	保険基盤安定繰入金	239,150	249,695	263,708	258,930
	未就学児均等割保険料繰入金	—	2,733	2,476	2,839
	産前産後保険料繰入金	—	—	178	1,703
	職員給与費等繰入金	101,110	96,726	101,162	109,569
	出産育児一時金等繰入金	11,760	8,351	11,110	9,973
	財政安定化支援事業繰入金	13,986	13,678	13,169	12,909
法定外繰入 (その他一般会計繰入金)		184,764	162,609	144,764	124,764
計		550,770	533,792	536,567	520,687

一般会計繰入金の推移



5 基金の状況

(単位 : 千円)

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
前年度末残高	36,904	86,904	196,904	346,904	296,904
取崩額	0	0	0	△ 160,000	△ 130,000
積立額	50,000	110,000	150,000	110,000	90,000
年度末残高	86,904	196,904	346,904	296,904	256,904

国民健康保険被保険者数・世帯数等一覧

○被保険者数、世帯数（各年度の平均）

年度	被保険者数（人）	世帯数（世帯）
R2	12,809	8,481
R3	12,552	8,430
R4	12,012	8,162
R5	11,391	7,858
R6	10,986	7,653
(参考) R7.9末	10,640	7,519

○年齢・男女別（R7.9末現在）

年齢（歳）	被保険者数（人）
64歳以下	6,485
65～69歳	1,728
70歳以上	2,427
計	10,640

※うち18歳以下872人

逗子市国民健康保険運営協議会委員名簿（令和7年10月10日現在）

任期：令和7年4月1日～令和10年3月31日

区分	氏名	備考
被保険者代表	公募市民 山上 篤志	
	公募市民 田中 克彦	令和7年10月10日から
	公募市民 皆吉 直樹	
保険医又は 保険薬剤師代表	(一社) 逗葉医師会 池上 晃子	
	(一社) 逗葉歯科医師会 武田 宇央	
	(一社) 逗葉薬剤師会 中村 長三郎	
公益代表	神奈川県鎌倉保健福祉 事務所 近内 美乃里	会長
	逗子市民生委員児童委員 協議会 坂口 敏子	副会長
	(福) 逗子市社会福祉 協議会 高津 恵一	令和7年6月30日から
被用者保険等 保険者代表	神奈川県被用者保険等 保険者連絡協議会 松原 理恵	令和7年10月1日から

(敬称略)